

11月教育委員会会議録

日時：令和7年11月19日（水） 午後2時00分

場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和7年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>なお、藤田委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>和泉委員と伊藤委員、よろしくお願いします。</p>
教 育 長	<p>それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思えます。本日の議題のうち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えられるものはありませんので、全ての議題について公開で審議することが望ましいと思えますが、いかがでしょうか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>それでは、全ての審議について公開で審議することといたします。</p>
教 育 長	<p>本日の報告事項1は議案第1号から議案第8号までの審議に関連がありますので、審議に先立ちまして、報告事項1の説明をさせていただくこととしたいと思います。</p> <p>報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>10月17日に議会及び知事に対して行われた「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要についてご報告します。資料の2ページをお開き下さい。</p> <p>本年の給与勧告のポイントは、資料上段の枠囲みにありますとおり、公民給与の比較方法の見直しが行われたこと、月例給及び特別給について引上げ改定とされたことの2点です。</p> <p>それでは、勧告等の内容のうち、教育委員会に係る主なものについて資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず、「1. 職員と民間の給与の状況等と本年の給与改定」についてです。(1)の比較方法の見直しについては、人事院の見直しを踏まえ比較対象の企業規模を50人以上から100人以上とする見直しを実施したとのこと。 (2)の月例給については、民間給与が職員給与を、1人当たり平均で、額にして11,153円、率にして3.02%上回っております。(3)の特別給については、民間事業所で支払われた支給割合は4.65月分となっており、職員の現行の支給割合である4.60月を0.05月分上回っております。</p> <p>この調査結果と国の人事院勧告の内容を総合的に勘案した結果が、「給与勧告の内容」です。まず(1)「月例給」についてですが、民間給与との均衡を図るため、人材確保の観点等を踏まえながら初任給</p>

	<p>や若年層に重点を置いて、給料表を引上げ。次に(2)「特別給」についてですが、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分、年間0.05月分引上げることとされています。また、通勤手当や宿日直手当の引上げが勧告されています。</p> <p>最後に(3)の実施時期については、令和7年4月1日から実施するとされているところです。なお、月額5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設については、令和8年4月1日から実施するとされています。</p> <p>本年の勧告等の内容のうち、教育委員会に係る主なものは以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>御説明ありがとうございます。先生方の給料が、人事院勧告に沿った形で、引き上げられていくのは、非常に人材確保の観点からも好ましいことかなと思います。確認ですが、人事院勧告の月例給が勧告では3.62となっているところ、今回は3.02ということかと思いますが、その辺の差は、どういうふうな経緯だったか教えていただければと思います。</p>
教 育 長	<p>現状として、人事院の国の方の勧告が3.62で、山口県の人事委員会で比較したら、3.02ということです。国の比較と山口県内の企業との比較で、差が出ているということでしょうか。</p>
教 職 員 課	<p>ありがとうございます。その通りでございます。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号「令和7年度山口県一般会計補正予算(第3号)」についての意見の申出について、御説明いたします。</p> <p>資料9ページ「令和7年度11月補正予算案の概要」の「1.歳出予算」を御覧ください。</p> <p>人事委員会勧告や給特法の改正を踏まえ、給与費について、表にお示しした所要の補正を行うもので、県教委関係の補正額は合計で、28億9,430万円となります。</p> <p>続いて「2.繰越明許費」を御覧ください。校舎改築費の柳井高校特別教室棟解体工事については、入札不調により、入札手続きに不測の日数を要したため、また、施設改造費の空調整備工事については、設計の際に工法の変更があり、関係者との調整に不測の日数を要したため、それぞれ繰越が必要となったもので、合計で8,232万7千円を来年度へ繰越しようとするものです。</p> <p>続いて10ページ「3.債務負担行為」を御覧ください。</p>

	<p>まず、「油谷青少年自然の家」など青少年教育施設3施設におきまして、今年度での指定管理期間の満了に伴い、次の令和8年度から12年度までの5年間を期間とする指定管理契約を締結することとし、その指定管理者に支払う指定管理料について、債務負担行為を設定するものです。</p> <p>次に、山口県公立学校 教員採用候補者 選考試験の問題作成に係る業務委託について、令和8年度の採用試験を5月に実施することに伴い、今年度中に問題作成に係る業務委託する必要があるため、令和7年度から8年度までの期間で、限度額1,546万1千円の債務負担行為を設定するものです。</p> <p>次に、県立特別支援学校の通学用バスの運行に係る業務委託について、事業者がバス運転士の確保等の準備期間を設けることができるよう、契約手続きを前倒しするため、令和7年度から10年度までの期間で、限度額20億6,972万4千円の債務負担行為を設定するものです。</p> <p>この補正予算につきましては、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認をいただきたく、お諮りするものです。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
和 泉 委 員	1点教えていただきたいのですが、採用試験の選考に関しての業務委託、問題作成に関わる業務委託ということですが、これ私も存じ上げなかったのですが、昔からこういう委託でしたでしょうか。
教 職 員 課	業務委託については、6、7年前ぐらいから業務委託をしておりますが、今申し上げましたように早期化したということで、これまで4月に契約をして7月の実施までの間の契約で作成できたのですが、5月実施となりますと作業の着手するものが前年度からしなければいけないということで、こういった形で契約が年度をまたぐということになっております。昨年度も同様の方針で進めています。
教 育 長	議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第1号を承認いたします。 続いて、議案第2号から議案第6号については、関連がありますので、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第2号から議案第6号について、説明します。 資料の17ページを御覧ください。議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第3号「一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

「1.改正の趣旨」については、令和7年人事委員会勧告及び令和7年6月の給特法等改正を踏まえ、関連する条例の一部を改正するものです。

次に、改正の内容について、教育委員会に係る内容を中心に御説明します。

「2.人事委員会勧告等に伴う給与改定」についてです。すべての給料表について、引き上げ改定を行うほか、諸手当の期末・勤勉手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げ、4.65月とします。「ウ.通勤手当」については、自動車等使用者に対する加算限度額を、現行の月額52,000円から52,500円とするものです。

1枚おめくりいただきまして、「オ.宿日直手当」については、勤務1回に係る支給額の限度を、300円引き上げるものです。

「(3)施行期日」については、規則で定める日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしています。

次に、「3.給特法等一部改正の公布に伴う教育職員の処遇改善」についてです。「(1)給料表の備考加算額」について、教職調整額の対象とならない校長、副校長、教頭の処遇改善を図るため、教職調整額の段階的な改善とあわせ、給料表の備考加算額を引き上げるものです。「(2)義務教育等教員特別手当」について、学級担任に対し、業務の困難性を考慮して、特別手当を加算して支給するものです。

「(3)施行期日」は、令和8年1月1日から施行することとしています。

続きまして、資料の72ページをご覧ください。

議案第4号「知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」についてです。「1.改正の趣旨」については、この度の人事委員会勧告に基づく、一般職の給与改定の趣旨に鑑み、特別職関係の2つの条例を一部改正するものです。「2.改正の概要」です。期末手当について、表に記載のとおり、令和7年度及び令和8年度の支給割合を改め、年間の支給割合を0.05月分引き上げ、3.50月とするものです。「3.施行期日」は、規則で定める日から施行し、令和7年12月1日から適用します。ただし、期末手当の令和8年度以降の支給割合については、令和8年4月1日から施行することとしています。

続きまして、資料の79ページをご覧ください。

議案第5号「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第6号「会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてです。「1.趣旨」については、これまで御説明した人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定に鑑みまして、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等を改正するものです。「2.改正の概要」について、パートタイム会計年度任用職員の報酬及びフルタイム会計年度任用職員の給料について、その上限額を改定するものです。「3.施行期日」については、規則に定める日から施行することとしています。

以上、議案第2号から議案第6号までについて、説明いたします。

<p>教 育 長</p>	<p>た。 これらの改正条例の制定については、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認をいただきたく、お諮りするものです。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から議案第2号から議案第6号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>議案第2号から議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>承認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第2号から議案第6号を承認いたします。 続いて、議案第7号と議案第8号については、関連がありますので、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>私からは、議案第7号について、御説明させていただきます。お手元の議案参考資料の92ページをお開きください。 「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。 まず1の改正の趣旨ですが、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法の一部改正法の施行にともない、教員の処遇改善に係る所要の改正を行うものです。2の(1)の改正の概要ですが、学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務について、支給日額の最高限度額を上げるものです。続いて(2)ですが、現在、複式学級の学級担任に支給されている「多学年学級担当手当」について、学級担任には義務教育等教員特別手当を加算することから、廃止するものです。3の施行期日については、令和8年1月1日としております。 続いて、議案第8号について、御説明させていただきます。お手元の議案参考資料の98ページをお開きください。 「義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。まず1の改正の趣旨ですが、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正法」が公布されたことに伴い、改正しようとするものです。2の改正の概要ですが、(1)については、教職員に支給されている教職調整額について、その支給額を給料月額「100分の4」に相当する額から「100分の10」に相当する額へ改正し、段階的に引き上げるものです。また、(2)については、指導改善研修被認定者について、教職調整額の支給対象者から除くこととするものです。3の施行期日については、令和8年1月1日から施行したいと考えております。 これらの条例の制定につきまして、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申出まし</p>

	<p>たので、報告し、承認を求めるものでございます。 以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から議案第7号と議案第8号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>議案第7号と議案第8号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第7号と議案第8号を承認いたします。 続いて、議案第9号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第9号山口県教育委員会表彰規則による表彰について、説明します。 資料102ページを御覧ください。 11月6日、山口市立大内南小学校の宮川 ゆう子教諭が早期退職されました。これに伴い、表彰規則における「永年その職務に精励した者」として、山口市教育委員会から教育功労者表彰の内申がありました。通常、早期退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が25年以上の者となっており、内申の状況と併せ、表彰の基準を満たしていました。 つきましては、急な退職に対応し、これまでの御功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要があったことから、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、11月6日付けで宮川 ゆう子教諭を表彰しましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第9号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>議案第9号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第9号を承認いたします。 続いて、議案第10号から議案第12号については、関連がありますので、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>資料①の106ページをお開きください。 議案第10号から第12号までの、「公の施設に係る指定管理者の指定についての意見の申出について」御説明します。 「1. 指定管理者に管理を行わせる施設」は、油谷、十種ヶ峰、由宇の3つの青少年自然の家です。「2. 指定管理者」は、油谷は株式会社F E E L、十種ヶ峰と由宇は、公益財団法人山口県ひとつづくり財団、</p>

<p>教 育 長</p>	<p>「3. 指定の期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間、5年というのは、県の指定管理者制度ガイドラインの基準によるものです。「4. 指定管理者に行わせる業務」は、(1)から(5)のとおり、「5. 候補者決定の経緯」は、油谷と由宇は公募でそれぞれ1団体の応募。十種ヶ峰は、専門性の高い人材を確保する必要があることなどから、これまでどおり非公表で、これらの選定方法及び選定については、外部の有識者で構成する選定委員会による審査を経て、決定したところです。</p> <p>以上3つの施設における新たな指定管理者の指定に係る議案について、知事から意見照会があり、異存のない旨を申し出たことを御報告し、承認いただきたくお諮りいたします。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ただいま学校運営・施設整備室から議案第10号から議案第12号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>木 阪 委 員</p>	<p>御説明ありがとうございます。先ほど十種ヶ峰青少年自然の家で専門性ということがありましたが、具体的に御説明いただけたらと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>十種ヶ峰青少年自然の家は「森のチャレンジコース」という、株式会社プロジェクトアドベンチャーが主催する講習を修了した者しか管理・指導できない施設が一部ありまして、そういったことなどから非公募というふうにしたところです。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>「AFPY」という山口県独自の教育活動や社会体験活動を行えるところが十種ヶ峰にありまして、その専門職員を配置する必要があるということで、ひとつくり財団に非公募で指定するというところでよろしいでしょうか。</p>
<p>地域連携教育推進課長</p>	<p>十種ヶ峰青少年自然の家についてのお尋ねだったと思いますが、「AFPY」というのが他者と関わり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築いていく考え方や行動の在り方を学んでいく山口県独自の体験学習法であり、これを活用することが非常に効果的な施設として県の青少年自然の家があるわけです。その中で十種ヶ峰青少年自然の家には、「森のチャレンジコース」といって、特殊なロープスコースを使ったプログラムを組んで実施し、その活動の振り返りによって子どもたちの個人の変容と集団の変容を図るというプログラムがございます。そういった「AFPY」の理念と施設が持っている固有の専門的なプログラムから教育効果を1番発揮しやすい施設であるため、その効果を期待して利用する学校が多く、稼働率も結構上がっているという状況であり、今の学校運営・施設整備室の御説明のとおりになると思います。AFPYと十種ヶ峰の特徴について、補足で説明をさせていただきました。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>指定管理者となった方々については、運営に長けた方たちだと思いますので、今後もしっかりと管理していただきたいなと思いますが、</p>

<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>ひとつくり財団はよく存じ上げていますが、株式会社F E E Lは、前からこの会社で担当されていたのでしょうか。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>株式会社F E E Lは前々回から油谷を担当しています。そのほかにも、アクトビレッジおのや下関の深坂自然の森なども指定管理しております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。大学生もこういった施設をときどき利用させていただいて、この夏も、油谷の自然の家を利用させていただいて、私も行かせていただいています。そういったところともよく相談させていただいて、設備の充実なども検討していただけたらと思います。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第10号から議案第12号を承認いたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>御手元の資料119ページを御覧ください。報告事項2、「令和8年度山口県立学校職員採用候補者選考試験の選考結果」について、御報告します。</p> <p>はじめに、試験の概要についてです。120ページの参考資料を御覧ください。実習助手及び寄宿舍指導員について、1の表に示した選考区分、志願区分、採用見込者数と5に示した試験の内容により、10月5日（日）にYMfg維新セミナーパークで試験を実施しました。6にお示ししたとおり、11月7日（金）に採用候補者名簿登載予定者を発表し、受験者全員に選考結果を通知したところです。</p> <p>それでは119ページにお戻りください。まず、1の選考結果の概要ですが、実習助手については、表の志願者数の合計欄に示したとおり、28人の志願があり、欠席者を除いた23人が受験し、選考の結果、12人を採用候補者名簿登載予定者としました。倍率は1.9倍となりました。</p> <p>寄宿舍指導員については、7人の志願があり、7人が受験し、選考の結果、2人を採用候補者名簿登載予定者としました。倍率は3.5倍となりました。</p> <p>なお、2のその他にお示ししているとおり、採用候補者名簿登載予定者については、12月26日（金）に、教員採用候補者名簿登載予定者とあわせて、着任までの心構え等について学ぶ任意参加の研修を実施することとしています。</p> <p>以上、御報告します。</p>

教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。 次に、報告事項3について、特別支援教育推進室から説明をお願いします。</p>
特別支援教育推進室長	<p>県立豊浦総合支援学校の移転式について、御報告いたします。 資料121ページをお開きください。 上の枠囲みに、校舎移転に関する概要を掲載しております。在籍児童生徒数の増加による教室不足や施設の老朽化等に伴い、学習環境の整備や施設整備の必要性が生じたことから、同一校区内にあり、令和2年3月に閉校した響高等学校の跡地を利用し、豊浦総合支援学校の移転工事を進めてきました。令和3年度に、基本設計に着手し、令和4年度より工事を進めておりましたが、このたび工事・移転作業が完了したため、10月27日の月曜日に移転した体育館において移転式を挙行了しました。 5の出席者を御覧ください。移転式には、在籍する児童生徒・教職員に加え、ほぼ全ての保護者が参加し、また、県議会議員や地元関係者など多数の来賓の方々に御臨席いただきました。来賓多数のため、教育委員の皆様への御案内は控えさせていただきましたが、今後、視察等の機会に、ぜひ、新しくなった豊浦総合支援学校を見学していただければ幸いです。 121ページ下の写真は、移転整備された学校の外観です。高等部棟と管理棟、体育館は、改修工事によるいわゆるリフォームですが、小・中学部棟は新たに増設し、児童生徒が雨に濡れることなく通学バスに乗降できるようバスヤードが設置されています。 122ページを御覧ください。移転式と、式典後に行った校舎内見学の様子です。式では、隣接する夢が丘中学校の吹奏楽部による国歌・校歌の演奏も行われ、広い体育館にきれいな音色が響き渡り、学校の新たな出発に花を添えました。 写真③から⑧は、学校の特徴的な施設設備を掲載しています。光や音、感触などの感覚刺激により安心感やリラックスが得られる教材を設置したスノーブレンルームや、臨場感のある壁面投影映像や仮想空間による体験的な学びができるVRルームなどを設け、DXによる個別最適な学習環境を整備しています。また、エレベーターやスロープ、段差のない出入口、手すりの設置など、施設全体のバリアフリー化を図るとともに、児童生徒の様子をリアルタイムで確認できる遠隔カメラによる見守りなど、安心・安全につながる学校環境を整備しています。 このほか、地域住民等が気軽に利用し児童生徒との交流を図る地域活動室や、施設開放する体育館に、鍵の受け渡しを必要としないスマートロックを設置するなど、地域や社会に開かれた特別支援学校としての役割が期待されています。県教委といたしましては、障害のある児童生徒が、身近な地域で適切な指導や必要な支援を受けながら、また、地域や社会と関わりながら自己の可能性を最大限に伸ばすことができるよう、誰一人取り残されることのない特別支援教育を推進して</p>

<p>教 育 長</p>	<p>まいりたいと考えています。 説明は以上です。</p> <p>ただいま特別支援教育推進室から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>移転式に出席しましたが、その後、校内を見学させていただきましたが、職員室にモニターがありまして、そこで、リアルタイムで子供たちや校舎の状況が映し出されるので安心安全に繋がっていると思いますし、校舎がとにかくゆったりしている、バリアフリーで、高校の跡地を利用した学校ということで、とても快適な環境になったのではないかと思います。ぜひとも教育委員さんにも見学してもらえたらなと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。 次に、報告事項4について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>10月29日に「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に係る本県の状況を発表いたしましたので、その概要について御説明いたします。資料は123ページからになります。</p> <p>発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。</p> <p>なお、資料でお示ししている本県のデータは、全て国立・公立・私立学校の合計になりますので御留意ください。</p> <p>はじめに、暴力行為についてです。124ページ(1)を御覧ください。山口県における発生件数は1,281件で、令和5年度に比べ371件増加しています。児童生徒千人当たりの発生件数は9.9件であり、令和5年度と比べて2.9件増加、全国平均10.4件を下回っています。形態別では、「生徒間暴力」が最も多く、「対教師暴力」、「器物損壊」、「対人暴力」と続いております。</p> <p>次にいじめについてです。125ページ(2)の①を御覧ください。いじめの認知件数は4,174件と、令和5年度に比べ73件減少しています。また、児童生徒千人当たりの認知件数は31.7件であり、令和5年度と比べて0.3件減少、全国平均61.3件を下回っています。いじめの態様について、全国的に「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。また、②の令和2年度から公表されています、いじめ重大事態の発生件数は11件であり、令和5年度に比べ11件減少しています。児童生徒千人当たりの発生件数は0.08件で令和5年度と比べて0.09件減少、全国平均0.11件を下回っています。</p> <p>次に、小・中学校の不登校についてです。126ページ(3)の①を御覧ください。不登校児童生徒数は、3,573人と、令和5年度に比べ3人の増加となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、38.3人と令和5年度と比べて0.9人増加、全国平均38.6人を下回っています。小学校の児童千人当たりの不登校児童数</p>

	<p>は全国平均を上回っているものの、中学校の不登校生徒数は10年ぶりに減少に転じています。不登校児童生徒について把握した事実としては、小・中学校ともに「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多くなっています。</p> <p>次に高等学校の不登校についてです。127ページの③を御覧ください。不登校生徒数は458人と、令和5年度に比べ71人の増加となっており、生徒千人当たりの不登校生徒数は、15.5人と令和5年度と比べて2.5人増加、全国平均23.3人を下回っています。不登校生徒について把握した事実としては、小・中学校と同様に「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多くなっています。</p> <p>次に高等学校の中途退学についてです。128ページ(4)を御覧ください。県内の中途退学者は、479人と、令和5年度に比べ68人の増加となっており、中途退学率は、1.3%と令和5年度と比べて0.1%増加、全国平均1.4%を下回っています。中途退学の理由としては、「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適應」となっています。</p> <p>なお、発生件数の推移等の詳細については、129ページ以降の資料にお示ししておりますので、御覧おきください。令和6年度の調査においても、子供たちが様々な悩みを抱えていたり、困難な状況に置かれていたりすることが引き続きうかがえました。子供の悩みや不安が多様化・複雑化する中で、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要があります。引き続き周囲の大人が子供たちのSOSの早期発見に努め、組織的対応を行い、必要に応じて、外部の関係機関に繋げていきたいと考えています。</p>
教 育 長	<p>ただいま学校安全・体育課から報告事項4について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>御説明いただきありがとうございます。全国平均よりも下回っているところは、山口県の子どもたち、先生、御家庭も含めて、頑張っておられるところが大きいかなと思いますが、それにしても毎年増えていっているということで、小学生からそういう傾向にある子どもたちが中学や高校に行っても益々そういった傾向が強くなるのではないかなと思いますが、個別に追跡調査をされていますでしょうか。子供たちの芽を摘むためには、原因等をしっかり把握して、経緯や各学年の発達段階における対応などを検討していかないとなかなか数は減っていないのではないかと思いますのでけれども、組織的な対応として行っているようなことがありましたら御紹介いただければと思います。</p>
学校安全・体育課長	<p>ほとんどの生徒が高校へ進学してまいります。小・中の連携で、子どもたちの特性を引き継ぐような形になります。また、スクールカウンセラーにつきましても、中学校区に対して1名、複数ありますが、配置をしております。それは、小学校から中学校へのつなぎをちゃんとしたいというところもございます。また、0年生事業という形で、</p>

和 泉 委 員	<p>中学生と高校生で0年生事業というものをやっております、スクールカウンセラーに相談したいということがあれば、中学校入学前、小学校在籍の段階でカウンセリングを行って、中学校に入ってもそのままカウンセリングが受けられるという体制、そういったものを整えております。高校・中学でも同じような体制をとっている状況です。可能な限り小・中・高の連携ということで、今年度から、小学校に上がる子どもたちの就学前検診にカウンセラーを派遣して、主に保護者の悩みとか、お子様の特性等を把握して、それを小学校に伝えていくということも今年度から実施しています。</p> <p>個人情報で必ずしもうまくいかないところもあるのではないかなと思うところもありますが、地域も含めて連携を深めていただいて、マイナスの方向にいかないよう御尽力いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
伊 藤 委 員	<p>現在、当保育園も考えているのですが、保育園は社会の縮図で最近では、多種多様な問題を抱えておられる一部の保護者が、不適切な保育をしていることから、このような状況が起こっていると思っております。私たち法人が養護施設を抱えているものですから、町場の問題だけかなというふうに思っておりましたが、中山間部にもいろんな問題があって、全国各地このような問題が発生しております。その中で、児童育成支援拠点事業ということをして市町へ子供家庭庁からも、努力義務として、そういう御家庭への配慮をするようにと助言が降りておまして、当法人も考えてはいるのですが、結局たちごっこみたいな形になっていて、国・県・市町村、すべての関係団体が頑張っているのですが、それに追いついていかず、保護者自体に自覚がなく、例えば自分が朝食を摂っていないことから、私たちが保護者に申し上げると、「朝寝坊してご飯をあげられなかった。」というような、悪気を持たれていないんですよね、しかし、そういうことが積み重なって子供たちが食事を摂れていないイコール学校で活力が湧かなくて、勉強に身が入らない、というような負の連鎖や悪循環が世の中でよく起きている。そういうことを保護者に直接に伝えることは大変難しく、どこの市町でもやっておられるのですが、市の子育て安心相談室と児童相談所、里親など、色々な関係者が、保護者が息抜きしたいときは、色々なシステムがありまして、保護者が少しでも余裕があれば、親が子どもに優しく相手ができるのではないかとということで、里親を使ったショートステイもかなり行っています。子どもたちがお腹を空かすことから、不登校、そこから家に帰らなくなって、家出とか、そういうことに発展してきているので、いろんな場所でいろんなことを考えて、市町全体で動いていると思うので、徐々によくなってくるとは思うのですが、たちごっこのような状況ですけど、全体で頑張っていくしかないかなと思っております。県の方にも、是非とも御協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>現場の声ということでお聞かせいただきました、ありがとうございました。保護者の支援ということで言えば、スクールソーシャルワーカーや、県でも家庭訪問を行ったり、そういった活動もしております。</p>

<p>地域連携教育推進課長</p>	<p>て、家庭を支援することにも踏み込んでいるということもしているので、これは家庭教育支援チームでやっているということですので、そのあたりの活動のことで少し紹介してもらえたらと思います</p> <p>当課が所管しております家庭教育支援チームという組織を市町で立ち上げていただくよう、市教委、町教委を通じて、その啓発をしながら組織としてのチームを県教育委員会としても積極的に支援することを行っています。具体的には、保護者同士が日ごろの思いや悩みを語り合うことができるサロンの開催ですとか、子育ての悩みに答える講座、ニーズを聞いて講師をお呼びして、講義を聴いてもらったりとか、演習をしていただいたりとか、あるいは、アウトリーチ型で直接家庭に訪問して、具体的な様子を子どもや保護者から自宅でお聞きする、これはなかなか難しいのですが、家庭教育支援チームの、当課が主催している家庭教育支援アドバイザー養成講座も年間、5～6回実施をしております。これを修了された方に家庭教育支援チームの構成員になってもらったり、家庭教育支援チーム員に講座を受けてもらったりするような形で、少しずつ支援の輪やマンパワーを増やしていきながら、切れ目ない支援の状態にしていきたいと思い、取組を行っているところです。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和7年12月24日（水）午後1時30分を予定しております。よろしくお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上で11月の教育委員会会議を終わります。</p>